

質問に答えます

問

問 勤務中に右足を骨折し、業務上災害として治療を受けています。ところが、先日病院に向かう途中、道路で転倒し右足の同一箇所を再骨折してしまいました。2回目の

業務外の事由によつてその傷病が加重したり憎悪したり、または死亡する場合があります。

このような場合、現在の死傷病が当初の業務上の傷病と因果関係があるかどうかによって、業務上外の判断がなされます。この因果関係が認められるのは、次の二つの場合であり、この二つのいずれかに該当すれば、現在

病は生じなかつたであらう」と認められる場合

②当初の業務上の傷病が生じなかつたとしても、業務外の災害は生じ得たであろうが、この災害が療養中に通常生じ得るものまたは避けられないものと認められ、かつ「当初の業務上の傷病が生じなかつたならば、この業務外の災害が生じたとし

生じたであろうし、業務外の災害が生じたならば（現在の死傷病は生じたであろう」という場合

れ、かつ、その災害が療養中に通常生じ得るものまたは避けられないものと認められない場合

骨折も業務上として労災
保険給付の対象となりま
すか。

答 労働者が業務上負傷し、または疾病にかかりた後、治ゆしないうちに

① 「当初の業務上の傷病が生じなかつたならば、業務外の災害も生じなかつたであらうし、この災害が生じなかつたならば現在の死傷病も生じなかつたであらう」と認められ、かつ「当初の業務上の傷病が生じなかつたならば、かかる災害が生じたとしても、現在の死傷

の死傷病も業務上と認められます。

① 「当初の業務上の傷病が生じなかつたならば業務外の災害も生じなかつたであろうし、この災害が生じなかつたならば現在の死傷病も生じなかつたであらう」と認めら

すなわち、ア、「当初の業務上の傷病が発生しなかつたと

当初の傷病が生じなかつたとしても、この業務外の災害が生じたならば、現在の死傷病は生じたであろう」という場合、あるいは「当初の業務上の傷病が生じなかつたならば、業務外の災害が生じたとしても、現在の死傷病は生じたであろう」と認めら

な状態のまま転倒したために再骨折したものと推認することができ、上記判断基準の①に該当すると思われますので、業務上の負傷と再骨折との間に因果関係を認めることができ、2回目の負傷も業務上の負傷として、労災保険の給付の対象となるものと思われます。

業務上災害による療養中に転倒して再骨折した場合も業務上か?

業務上か?